

駅前通り公共空間利活用実証実験委託業務仕様書

1 業務名

駅前通り公共空間利活用実証実験委託業務

2 業務場所

米子市の指定する場所（別紙位置図参照）

3 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務目的

米子市では、まちなかを「車中心」から「公共交通と歩行者中心」の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へ生まれ変わらせることを目指しています。

駅前通りは本市の目指す「歩いて楽しいまち」の顔となるシンボリックな通りであり、令和5年7月に開通した米子駅南北自由通路（がいなロード）の整備を契機に、駅前通り周辺ににぎわいを波及させていくことが必要です。

その駅前通りを「車中心」から「公共交通と歩行者中心」の「歩いて楽しい」を実感できる空間へ変えていくため、道路や公園等の公共空間を居心地の良い空間を形成することで、にぎわい創出のための公共空間の創造に向け、その可能性を探る実証実験を行います。

本業務では、駅前通りの目指す姿の検討に向けて、社会実験による公共空間の活用・調査を通じて「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間創出を進めるための検証をすることを目的とします。

5 業務内容

(1) 公共空間を活用した実証実験の実施

鳥取県、西日本旅客鉄道株式会社、米子商工会議所、及び駅前通り沿線の企業や店舗などと連携し、駅前通りの車道の一部及び歩道（別紙位置図参照）において、駅前通りの目指す姿の検討のため、公共空間を活用した実験及び調査等を実施すること。

なお、道路空間を活用した実験内容については、業者決定後、市と協議のうえ、警察や道路管理者との協議を経て、最終的に決定するものとする。

①道路空間を活用した実験

実施時期：令和6年10月～11月頃の土日での実施を想定

●設置期間

24h 常設2日（什器等のリース期間は設置撤去含む4日）

実施場所：別紙位置図に示した対象エリア（明治町地内ほか）内の車道の一部及び歩道で道路占用及び道路使用が可能なスペース。なお、沿線の店舗や企業と調整のうえ、実験場所の調整を行うものとする。

●実施箇所

延長：1箇所当たり60m（交差点間の連続した空間）2箇所

幅：車線3.25m＋路肩1.5m＋歩道の一部

実験項目：下記項目を実施すること。

(ア) 滞留空間の創出・演出

駅前通りの車道の一部及び歩道内でテーブル、イスやベンチ等のファニチャーを設置し、滞留ができる憩いの空間を工夫して創出する。ベンチ等に付帯してプランターや芝生等の設置も可能とする。なお、本社会実験用に什器の制作を行う場合は、その後の利活用方法も含めて、発注者と協議を行うこと。

貸与可能な什器等については、受注者が福山駅周辺にある倉庫から運搬すること。

【什器等】

- ・イス、ベンチ等（貸与可能）：15脚×2箇所＝30脚以上（車道・歩道）
- ・テーブル（貸与可能）：5台×2箇所＝10台以上（車道・歩道）
- ・人工芝（貸与可能）：サイズ 8.0～1.2×1.0m×23枚＝90㎡程度（車道・歩道）

(イ) 修景等

駅前通りの車道の一部及び歩道内に、通りの景観を向上させる緑等を活用して、心地よい景観を創出する。

【什器等】

- ・プランター：15個×2箇所＝30個以上（車道・歩道）

(ウ) にぎわい空間の創出・演出

期間中、駅前通りの車道及び歩道内で駅周辺のにぎわい及び回遊性向上に資するイベント等を企画し、運営する。企画の内容については、市及び関係者と協議のうえ決定するものとする。

(エ) 車線減少の実施による交通解析

令和5年度の通行量調査結果を活用し、周辺への影響等について交通シミュレーションを実施したうえで、期間中、車線員減少を実施し、実証実験の実施による効果や課題を把握する。

②調査（分析・課題整理等報告含む）

実証実験に伴い、来街者の通行量や滞留時間の変化をはじめ、沿線店舗・企業及び出店者も含むアンケート調査を実施する。

調査の結果を分析し、取組に関する感想・満足度、道路整備に向けたニーズ把握、通行や滞留の変化、今後の利活用に向けた課題整理・提案等をまとめる。

なお、次年度に事業等の実施が必要な提案については、10月中に提出を行うこと。

実験項目：下記項目を実施すること。

(ア) 通行量調査：土日の通行量調査

実験期間前と期間中の通行量（自動車・歩行者・自転車）の計測を対象エリア内2か所で休日4日間実施すること。

1) 調査日数

社会実験前 2日（休日）

社会実験中 2日（休日） 合計 4日

2) 調査時間

7：00～19：00を基本とするが、調査内容・時間は実験開始前までに市と協議・調整すること。通勤ラッシュ等のエリア内の交通特性を考慮した調査内容・時間を計画すること。

(イ) 滞在者の滞留時間等の調査

滞留空間スペースにおいて、滞留行動や滞留人数等の計測を休日2日間実施すること。なお、調査項目については市と協議の上、決定するものとする。

(ウ) アンケート調査の実施

実証実験実施中に、駅前通りを訪れた来訪者や、沿道商業者等に対してアンケート調査を実施し、実証実験の実施による効果や課題を把握する。なお、アンケートの内容及び手法については受注者が提案し、市と協議の上、決定するものとする。

●アンケート調査数（参考）

・来訪者…休日100人

・沿道商業者等…180店舗

(2) 広報

市民や来街者に周知するための広報を実施する。駅前通り周辺の店舗・企業や市民に向けて当該実験の告知をするため、チラシ及びポスターを作成すること。記載内容及び配架場所については受注者が提案し、市と協議の上、最終的に決定するものとする。

チラシはA4両面カラー3000枚、ポスターはA2片面50枚を想定しているが、協議により枚数を決定する。（印刷費は発注者が負担する予定）

市報、ホームページ、SNS等による情報発信に必要な資料を作成すること。なお、市報に使用する資料は、実証実験を実施する月の3カ月前の月末を作成の期限とする。

(3) 安全対策

車道及び歩道に滞留空間及びにぎわい空間を設置する際には、警察及び道路管理者との協議結果を踏まえ、強固な構造のバリケードや看板等の設置等により必要な安全対策を講じること。夜間に設置が必要な場合は、夜間照明及び点滅灯等の必要な安全対策を講じること。

警察及び道路管理者との協議結果を踏まえ、利用者等の安全性確保を最優先にし、適宜、誘導員または警備員を配置すること。

●安全施設（参考）

- ・仮設ガードレール（車道用）：60m×2箇所=120m（車道）
- ・夜間チカチカライト（チューブ保安灯）：60m×2箇所=120m（車道）
- ・夜間回転灯赤/緑：2箇所（車道）
- ・交通誘導員（昼間）：(3人+交代要員1.0) ×2箇所×2日=16人
- ・看板等：10枚×2箇所=20枚

（4）関係機関との打ち合わせ及び協議資料作成

本業務を遂行するにあたり、警察、道路管理者及び関係団体等と打ち合わせを行い、記録を作成すること。社会実験の実施にあたって警察、道路管理者及び関係団体等との協議に必要な協議資料作成等の支援を行うこと。

（5）打ち合わせ

業務着手時、中間時（2回）、成果納品時の計4回を想定している。

（6）報告書作成

分析・結果をまとめ、課題整理や提案を踏まえた報告書を作成すること。報告書では、本業務遂行において作成した資料およびアンケート等の結果、その他データ等を整理すること。

実証実験からみえた課題を整理し、次年度以降の継続的な活用に向けた課題整理と提案を行うこと。

位置図 (駅前通り周辺)

